平成16年第4回佐渡市議会定例会会議録(第10号)

平成16年10月5日(火曜日)

議事日程(第10号)

平成16年10月5日(火)午後2時00分開議

- 第 1 委員長報告、質疑、討論、採決(議案第91号~議案第107号、議案第119号~議案第 122号、請願第1号~請願第9号、陳情第1号~陳情第3号)
- 第 2 議案の上程・提案理由の説明(議案第108号~議案第117号)
- 第 3 議案に対する質疑
- 第 4 発議案第13号
- 第 5 議会議第10号
- 第 6 議案の委員会付託
- 第 7 人事案件の上程、質疑、討論、採決(議案第118号)
- 第 8 議会議第11号
- 第 9 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決(議案第91号~議案第107号、議案第119号~議案第 122号、請願第1号~請願第9号、陳情第1号~陳情第3号)
- 日程第2 議案の上程・提案理由の説明(議案第108号~議案第117号)
- 日程第3 議案に対する質疑
- 日程第4 発議案第13号
- 日程第5 議会議第10号
- 日程第6 議案の委員会付託
- 日程第7 人事案件の上程、質疑、討論、採決(議案第118号)
- 日程第8 議会議第11号
- 追加日程 発議案第14号~発議案第17号
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員(60名)

1番	松	本	展	玉	君	2番	大	石	惣 -	一郎	君
3番	本	間	勘太	郎	君	4番	中	村	剛		君
5番	臼	杵	克	身	君	6番	島	倉	武	昭	君
7番	木	村		悟	君	8番	稲	辺	茂	樹	君
9番	金	田	淳	_	君	10番	臼	木		優	君
11番	Ш	本	伊 之	助	君	12番	浜	田	正	敏	君

13番	廣	瀬		擁	君	14番	大	谷	清	行	君
15番	小	田	純		君	16番	末	武	栄	子	君
17番	小	杉	邦	男	君	18番	池	田	寅		君
19番	大	桃		浩	君	20番	中	JII	隆		君
21番	加	藤		真	君	22番	岩	﨑	隆	寿	君
23番	高	野	庄	嗣	君	24番	羽	入	高	行	君
25番	中	村	良	夫	君	26番	石	塚	_	雄	君
27番	若	林	直	樹	君	28番	田	中	文	夫	君
29番	金	子	健	治	君	30番	村][[四	郎	君
31番	髙	野	正	道	君	32番	名	畑	清	_	君
33番	志	和	正	敏	君	3 4番	金	山	教	勇	君
35番	臼	木	善	祥	君	36番	渡	邉	庚	\equiv	君
37番	佐	藤		孝	君	38番	金	光	英	晴	君
39番	葛	西	博	之	君	40番	猪	股	文	彦	君
41番	Ш	上	龍		君	42番	本	間	千個	圭 子	君
43番	大	場	慶	親	君	44番	金	子	克	己	君
45番	本	間	武	雄	君	46番	根	岸	勇	雄	君
47番	牧	野	秀	夫	君	48番	近	藤	和	義	君
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君
51番	祝		優	雄	君	5 2番	兵	庫		稔	君
53番	梅	澤	雅	廣	君	5 4番	竹	内	道	廣	君
55番	渡	部	幹	雄	君	56番	大	澤	祐治	台郎	君
57番	肥	田	利	夫	君	58番	加	賀	博	昭	君
59番	岩	野		則	君	60番	浜		鶴	蔵	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者 野 宏一郎 君 役 市 長 髙 助 大 竹 幸 君 総務課長 親 松 君 市民課長 清 水 紀 東 君 治 企画情報長 夫 建設課長 藤 英 君 佐 藤 富 君 農林水産 水道課長 君 斉 植 野 研 藤 博 君 観光商工課 長 斎 藤 君 財政課長 浅 井 正 賀 康 君 社会福祉 環境保健 熊 英 男 君 仲 III 谷 正 昭 君

医療課長	木	村	和	彦	君	会計課長	粕	谷	達	男	君
選挙 賃 理会長	仲	ЛП	敏	明	君	農業委員会 事 務 局 長	渡	辺	兵 三	三郎	君
教育委員会 学校教育 課	古	田	英	明	君	教育委員会 生涯 学習 課 長	松	田	芳	正	君
教育委員長	豊	原	久	夫	君	教 育 長	石	瀬	佳	弘	君
選挙管理委 員会委員長	林		千	隆	君	代 表監査委員	清	水	_	次	君
消 防 長	加	藤	侑	作	君	両津支所長	佐々	木	文	昭	君
相川支所長	大	平	三	夫	君	佐 和 田 支 所 長	中	JII	義	弘	君
新穂支所長	末	武	正	義	君	畑野支所長	宇	治	秀三	三郎	君
真野支所長	逸	見	政	義	君	小木支所長	菊	地	賢	_	君
羽茂支所長	青	木	典	茂	君	赤泊支所長	中	Ш	逸	郎	君

君

君

山

松

田

塚

富 巳 夫

洋 樹

君

君

事務局次長

議事係

事務局職員出席者

事務局長

議事係長

佐々木

中 川

均

史

雅

午後 2時00分 開議

○議長(浜口鶴蔵君) ただいまの出席議員60名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決(議案第91号~議案第107号、議案第 119号~議案第122号、請願第1号~請願第9号、陳情第1号~陳情 第3号)

○議長(浜口鶴蔵君) これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。 葛西博之総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 委員会審查報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条 の規定に基づき報告いたします。

議案第94号 両津辺地、相川辺地、佐和田辺地、金井辺地、新穂辺地、畑野辺地、真野辺地、小木辺地、羽茂辺地、赤泊辺地に係る公共的施設の総合的整備に関する財政計画の策定について。本案は、合併前の旧市町村において120辺地の区域があったものを見直し、佐渡市として新たに10の辺地に区域設定を改め、それぞれの区域における計画を策定するものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。本整備計画の施設名については、住民の強い要望により地名変更した地区があるにもかかわらず、 従前の施設名がそのまま継承されている。速やかに名称を正式に変更すべきである。

議案第99号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算(第3号)について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ14億20万5,000円を追加し、予算総額を545億9,351万2,000円とするものであります。その主なものは、7、8月の集中豪雨並びに台風15号の影響による災害復旧費、新穂地区のケーブルテレビ施設整備事業2億213万5,000円、市役所本庁の会議室整備のための庁舎増築費1億600万円を計上するとともに、後年度の円滑な財政運営のために平成15年度決算剰余金の半分に当たる1億293万6,000円を財政調整基金に積み立てるほか、病院事業会計への補助金・繰出金等1億6,959万8,000円、小木地区の多目的グラウンドの用地購入費8,535万6,000円を予定しているものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費4億6,186万4,000円の増、民生費1億2,323万2,000円の増、衛生費1億8,064万6,000円の増、教育費1億1,595万5,000円の増、災害復旧費4億5,768万9,000円の増、その他となっております。その充当財源としては、歳入の費目別の主な構成は、地方交付税が1億8,226万8,000円の増、国、県支出金が4億6,572万5,000円の増、繰入金が1億9,374万1,000円の増、繰越金が2億587万1,000円の増、市債が1億8,620万の増、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料及び15節工事請負費について、 市役所の現庁舎の増築に関して、現状では職員の労働環境に不備があり、早急な整備の必要性は認めるが、 今後設置予定の検討委員会において、近隣支所の利活用等も含め、十分調査検討し、一定の結論が出た段 階で議会と再度協議するとの当委員会との約束を遵守すること。(総務文教常任委員会)歳出、6款農林水産業費、1項農業費、5目水田農業確立対策費、19節負担金補助及び交付金のうち、そば祭補助金20万円について。補助事業に対する予算については、事業目的を明確にした上で慎重に対処するとともに、必要な場合は事業成果の報告書の提出を求め、以降の参考にすべきである。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費について。今回の台風災害に対する支援・救済事業について、緊急を要する対策については早期に予算化を行うべきである。(産業経済常任委員会)8款土木費、1項土木管理費、2目道路台帳整備費、13節委託料について。道路台帳整備委託料増の1,186万5,000円については、合併前の旧村で平成15年度に委託契約した委託料が契約先の業者に支払われていなかったものを予算化したものである。今後支所機能の充実及び本庁、支所の連携を密にすることにより、再発防止に万全を期されたい。(建設常任委員会)

議案第106号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、真野地区の真野財産区特別会計の補正予算でありますが、歳入の主なものは基金繰入金の10万円の減と前年度繰越金を32万円増額するものであり、歳出では財産区管理会費を11万6,000円増額するほか、造林事業費を14万7,000円増額するもので、その結果、歳入歳出予算に26万3,000円を加え、予算総額を415万5,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 赤泊小学校体育館改築(建築)工事請負契約の締結について。本案は、赤泊小学校体育館改築(建築)工事の請負契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 寒冷地手当制度の維持を求める意見書提出に関する請願。本請願は、人事院が本年度の勧告で寒冷地手当の支給対象地域等を抜本的に見直す方針であることを受け、この手当の制度改正は寒冷積雪地に働く公務員労働者に限らず、多くの民間企業労働者、団体職員等にも広く影響するとして、現行制度維持のための意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第5号 郵政三事業の現行経営形態(公社)の堅持を求める請願。本請願は、郵政事業は全国の郵便局ネットワークを通じ、1カ所で種々の公的サービスが受けられるので、離島、山間地、過疎地等であっても全国一律のサービスが享受できるが、郵政事業が民営化されると必然的に採算性重視の経営が行われることから、離島、過疎の佐渡では郵便局の大半が縮小、撤退、統廃合され、市民の日常生活が脅かされることとなるので、郵政3事業の民営化に反対し、国営・非営利である公社の現行経営形態の堅持を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第8号 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額を求める意見書提出に関する請願。本請願は、新潟県内の高校生の17%を占める私立高校生のための国・県による私学助成が、政府の「三位一体改革」による国庫補助金の廃止及び地方交付税交付金の見直し・縮減により、私学助成の削減が強く懸念されるとして、公教育としての私立高校を守り、発展させるため、私学助成の増額を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第1号 寒冷地手当の見直し改悪を行わず地方交付税の充実を求める陳情。本陳情は、人事院が8月の人事院勧告に向けて、寒冷地手当制度の抜本的な見直しを行おうとしており、このことが実施されると公務員労働者の賃金引き下げにとどまらず、地域の個人消費の低迷、寒冷地での安全で安心な生活への施策の後退、地域経済の破壊にさらに拍車をかけるものであるとして、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第2号 国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情。本陳情は、政府の進める「三位一体改革」は地方財政危機の深刻化と地方の裁量の著しい圧縮をもたらしているので、本格的な税源移譲の規模及び内容の明確化を図り、現行の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能をあわせて堅持するとともに、地方財政改革推進に当たっては地方の意見を十分聞くよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第3号 羽茂高等学校赤泊分校の存続と充実についての陳情。本陳情は、県の中長期高等学校再編整備計画の実施により、県立羽茂高等学校赤泊分校の募集停止が正式決定されようとしているので、「地域に密着した特色ある教育」、「人間性豊かな、真に社会に有用な人材の育成」実践校である赤泊分校が存続できるよう計画を見直すことにより、最低でも2年間延長するよう、佐渡市議会としての県への要望を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

猪股文彦君。

○40番(猪股文彦君) それでは、総文の委員長に質問させていただきます。

第2款総務費、18目情報化推進費、15節工事請負費1億8,000万に関してお伺いいたします。きょうの新聞で、佐渡市の建設計画破綻というのが朝日新聞に出ておりました。また、一方で、新潟日報でデジタルが携帯でできると、衛星からできるという記事もあります。そういたしますと、去る9月25日の衛星で佐渡市のテレビを映してやろうというコンサルタント、あるいはイントラネット事業、つまり行政の間だけに使用する通信網を引こうというコンサルタントのお二人の方から説明がありました。そこで明らかになったことは、衛星でテレビを見せようということは当然のことながら市民重視でありますし、行政間だけの使用する通信網を早く引けということは行政重視ということだろうと思います。総務文教委員会としては、どちらの方の手段をとろうとしているか。事業をしようとすることにしたのか、根拠を示して明確にご答弁願います。

また、今ほど申し上げましたイントラの現在の予算と計画は、きょう見たわけですが、企画情報課から 提出された処理状況の中で、議会の考えを考慮して変更がここになされております。115施設のうち58施 設にしたと。では、どこをどのように58施設にしたのか。箇所がどのようになっているのか。そして、最 終計画はどうなるのか。明確にご答弁願います。 それから、イントラのコンサルが言外に述べているように、そもそも当時の5市町村長の理解の能力に問題があった。それで、この混乱のきっかけになったというふうに言っております。そして、この計画は場合によれば、国に対して取り下げることもできると明言しております。総文は、このことについてどのように対処されるのか、ご答弁願います。

また、そのコンサルは、イントラは運用の仕方が成功、不成功を大きく左右し、うまく運用し得なければ無用の長物になるという趣旨の説明をしておりました。行政間、学校、保育所、公民館など、具体的な利用方法について説明願いたいと思います。

以上。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) ただいまの猪股議員のご質問にお答えをしてまいります。

市民の情報格差をなくすためにケーブルテレビを選択するのか、行政施設間の高速通信網を整備するか、どちら向きかということでありますが、それぞれこの事業の目的が異なっておりますので、どちらか一方を選択するというふうな結論を見たわけではありません。行政コスト削減を図るためにイントラネット基盤の整備事業によって光ファイバーを整備いたしますときに、ケーブルテレビ用の芯線も同時に整備するということでコストの削減につながると、そのような審査をいたしまして、結論を見たということでご理解を賜りたいと思います。

また、接続施設でありますが、補助対象外の施設について接続を見送るということで事業費の削減ができるというふうに企画情報課の提案ありました。具体的な施設、統廃合、補助対象外の施設をということでございますので、お答えを申し上げますと、出張所が1カ所、その他公共施設として保育園等々ございますけれども、トータルで57施設というふうでご理解を、要するに補助対象外の施設ということでご理解を賜りたいというふうに思います。

また、この事業が合併に伴う事業ということで、合併年度及び連続した次年度ということに限り2分の1の補助と、有利であるということによって、今のうちに実施することが、これも行政コストを考慮に入れますと、現在進めるべきであろうというふうなことで理解をしております。

また、ケーブルテレビが未整備となる地域については今後、今議員おっしゃったように衛星という手段 も私どもも当然考慮に入れながら、今後検討、協議を執行部と議会ともに進めていくものであるというふ うに考えます。

また、費用効果の観点からでは通信費が圧縮になります。人件費につきましては、一部庁舎内にある情報をデータ化することによって、本庁一元化管理等によって人件費の削減は一部は可能でありますが、基本的にこの事業が対費用効果をねらっての事業ではないというふうに理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の猪股文彦君の質疑を許します。
- ○40番(猪股文彦君) 最初に聞いたことについて、非常に委員会としての態度をあいまいにしている。私が言っているのは、まさにそのことを言っているので、イントラは行政重視だということは最初から申し

上げております。それから、テレビは市民重視だということを申し上げております。といいますのは、赤 泊村は1件について7万5,000円村が丸々持って、各1軒ごとテレビをとってやっているのです。その他、 真野、羽茂、小木は7万5,000円かかるうち5万5,000円税金で見て、佐渡市の税金で見てあげているわけです。それなのに、両津、相川のテレビ見ていない人もテレビを見ていないのにその人たちがうちへ引く税金を払っているという、これはまことに一つの市としては不合理であります。先ほど申し上げましたように、5市町村長のこの事業に対する理解の能力に問題があったわけですが、高野市長も実はこれは間違っているよということをきちっと示しているのです。なぜか。 真野の町長時代に、このイントラネットの事業をとらないでケーブルテレビの事業をとっていた。ただ、今ここへ来てなぜこれをやらなければならないかといえば、総務省から認可がおりたから、やらなければならぬということだろうと思います。これは、やっぱり行政と議会の決意あるいは根性あるいは決断、これが私は市民から求められていると思うのです。

したがって、いま一度お聞きいたしますが、コスト削減といいますが、具体的にどういうコストが削減されるかということが1点。第2点目は、今私がお話し申し上げましたように、どちらを我々は選択するのか。あるいは、どちらも選択していくのか。その場合、きょうの朝日新聞に載っていますように、後ほど報告があると思いますが、この建設計画の中で果たして総務文教委員会はできるとお考えなのか。この3点について、いま一度ご答弁願います。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) ただいまの件でありますけれども、コストの面で考えますと、建設計画によりますとイントラネット事業が50億というふうになっておったというふうに思います。そして、ケーブルテレビ事業が35億というふうに記憶しておりますけれども、今イントラネット事業におきまして光ファイバーによる基幹線を張る。その際に、ケーブルテレビ用の芯線も入れるというふうな提案でやっておりまして、それをやって、なおかつ残っている全世帯にケーブルテレビを見られるようにしましても、トータルで35億前後と、同じような数字が出ています。そういった意味で考えますと、既にそこで経費の削減が生まれているというふうに考えてもいいのではないかというふうに考えます。

市民に公平に早くテレビを見せるべきだ。市民がそういうことを望んでいるということは、十分理解しておりまして、総務文教委員会としてもテレビの見れる環境づくりには早期にやるべきだというふうなことで、執行部から出ましたのは3年以内にそういう環境をつくりたいということであります。この後またもっと早くなるのか。コストの面でどうか。そういった検討は、衛星等含めまして、さらに検討は要るのではないかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。猪股文彦君。
- ○40番(猪股文彦君) 今委員長のご答弁で大体わかりました。省庁間のイントラネットの施設整備事業は やると。しかし、衛星も含めて早く安く、見れない7,000世帯以上の市民の方々にもテレビを見せるよう に今後協議していくということですので、それはそれとして了といたします。

ただ、私はやはりこういうふうにして一島一市になって財政が厳しくなった。まず、役所が我慢する。そうすれば、今でも不自由のない省庁間の、役所間の通信をしているわけですから、何にも不自由していないと言っているわけですから、まず役所が我慢することが先決だろう。そして、保育所、学校といいますが、学校はこういうことをやってもらうよりも、本当はクーラーをつけてもらいたいのだと。先生方の教務室だけでもクーラーをつけてもらいたいのだと。保育所ももうちょっと設備をよくしてもらいたいのだと。こっちの方が先ですよというのに、押しつけで行政間の通信網を引きますよ。これでは正しい行政とは言えないのではないかということでご質問申し上げたのですが、いま一度最後に確認いたしますが、そうしますとテレビが見れない7,000世帯以上の方々には衛星も含めて今後執行部と協議をしていって、早くいい方法をとるということでよろしゅうございますね。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 私先ほど申しましたように、今議員のおっしゃるとおり、まだ提案 のない部分でございますので、今後市民の要望にこたえるよう一生懸命検討、協議を進めてまいりたいと 思います。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 以上で猪股文彦君の質疑は終わりました。 次に、廣瀬擁君の質疑を許します。
- ○13番(廣瀬 擁君) 総文の委員長にお尋ね申し上げます。

2 款総務費、28目ふるさと振興事業費、19節負担金補助及び交付金の中で、佐渡情話補助金146万5,000円、はんが甲子園146万5,000円についてであります。これは、当初予算に佐渡情話は600万円、はんが甲子園は550万円とそれぞれついているわけであります。それにもかかわらず、9月補正でそれぞれこのように146万5,000円が措置されているわけでありますので、その必要とされる根拠について何かをお尋ね申し上げます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) ふるさと振興事業費の補助金のことでございます。

確かに当初予算では、佐渡情話に関しましては観光費の負担金ということで600万円、はんが甲子園では商工振興費の補助金で550万円、こういった予算措置がされております。これは、16年度予算というのはご承知のように各支所で組み上げたものをまとめ上げたというふうなことで、若干横の連携がというふうな議論もあろうかと思いますけれども、そのことも当然所管課にただしましたけれども、承知しておっての予算措置だということでございます。このふるさと振興事業に要望のあったところが当初トライアスロンとアースセレブレーションがあったことはご承知かと思いますが、残りの佐渡情話とはんが甲子園、三つの団体があったということで、庁内の審査会を経て十分精査した上での予算措置というふうに聞いております。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。

廣瀬擁君。

- ○13番(廣瀬 擁君) 佐渡市になってから観光に対する期待も大変大きなものがあると思うわけであります。そのために観光客誘客のために努力されていることは認められるのですが、その費用対効果ということを考えると、どうも費用ばかりかかって効果はさほどでもないというような項目の予算措置がされているのが多々見られるように思うわけであります。例えば民間が立ち上げて、既にかなりの集客実績があり、島外交流も活発に実施され、行政が支援することでより効果的に島外交流が促進されるイベントがたくさんあるように思うわけであります。そのようなイベントをこれから大いに育てていただきたいということをまず一つお願いしたいと思いますが、ある事業の決算書を精査してみますと、報償費や審査員というのか、選者というのでしょうか、あるいは受賞者十数名の旅費及び表彰セレモニーに多くを支払っているような行事がたくさんあるように思います。それが誘客活動にしてはちょっと不足のように思うわけです。その辺のところを非常に疑問に思うわけですが、その辺を精査されての予算措置であったのかどうか、お尋ねいたします。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えを申し上げます。

決算書でございますか、そういったものまでの踏み込んでの審査かと申しますと、決算書自体は審査を しておりません。審査会での結論があったということで、総務文教委員会としては了としたというふうな ことでございます。

議員おっしゃるように、補助金のあり方、委託金のあり方等々につきましては、当議会特別委員会においても議論がされておりますし、当然総務委員会等々でもそういったものも議論を今後さらに深めて、本当に市民が元気の出るような財政運用というものを今後さらに強く監視してまいりたい、そのように考えております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 廣瀬擁君。
- ○13番(廣瀬 擁君) お祭りやイベントは、私はその地域の経済のバロメーターというふうに理解させていただいているわけなのですが、事ほどさようにここに2004年度の佐渡のイベントガイドというものがございます。それを見ますと、神社や仏閣を主体にした行事に対してかなりの補助金を支出しているものも見受けられます。また、行政に事務局を置いて、補助金、負担金、委託料というふうな形で多くの支出をされているのが見られます。例えばあるお祭りのA地区の屋台を見ますと、その屋台の補助金は6万円補助している。1団体について6万円。B町村に至っては、1団体に8万円の補助を出している。C町に行ったら、1団体に25万円から30万円補助している。そういうふうな税金の使われ方している。そういう行事が見受けられるわけです。佐渡市になったわけですから、税金ですから、皆さん方が平等に使うという一つのルールがあってしかるべきだと思うのです。当然一つの市になったわけですから、来年度予算ではこういったことを各課長は精査をして、十分な対応していただけるものと私は思うのでありますが、全島が平等で同じ一団体に補助できるお金が大体似たようなものでおさまるような形のもの、そういうふうなものを考えていただけるかどうかを委員長にお尋ねして、最後の質問にかえます。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えを申し上げます。

私も考え方はそういったところにございますが、執行部がどうお考えになるか。そこまでは私も言及できません。今後の執行部の提案というものを待って、また判断をさせていただきたい、このように思います。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 以上で廣瀬擁君の質疑を終わります。 次に、小杉邦男君。
- ○17番(小杉邦男君) それでは、私は2款総務費、18目の情報推進費、関連する事項について、総務文教 委員会の審査の状況についてお聞きを申し上げたい。

まず、この情報推進化事業費として、これは工事費が1億8,000万でありますが、正確にはその他の費用が2,213万5,000円、合わせて2億213万5,000円、こういう金額のものでありますが、これは新穂のケーブルテレビの整備費であります。これは、先ほど同僚議員が発言をいたしましたが、私はこの事業は今大変議論になっている、問題になっているイントラネット事業と関連する事業だというふうに理解をいたしているところであります。したがって、この事業はこの後に控えるイントラネット事業、これとどのような関連があるのか、その関連について総務文教委員会としてどのような議論がされたか、まずそこの議論経過についてお聞きを申し上げたい。よろしく。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 小杉議員のご質問で、ケーブルテレビとイントラネットの関連というご質問でございましたので、その部分で申し上げますと、イントラネット整備事業において布設する光ファイバーケーブルがございます。その際にケーブルテレビ用の芯線を同時に布設することによって、二重の投資を避けるというふうに理解をしております。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 小杉邦男君。
- ○17番(小杉邦男君) それでは、関連して質問いたしますが、今ほど私が申し上げた地域イントラネット事業は、あれはどういう事業だかというと、今までの説明を聞いておりますと、先ほどそこへ接続施設が減りましたと、こういう話もありましたが、当初の計画は151施設に光ケーブルを施設間に渡すと、こういうものであります。公営の施設、または民間の施設への布設をすると。そして、行政の情報交換をいたすと、こういう計画だということになっていると思います。これが先ほどの話のように最終的には50億と、こういう話になっているところであります。多少費用は変更するかというような話もありましたが、私らが聞いている当初計画はそういうことになっているところであります。そして、この事業は初期投資は既に予算が通っているわけでありますが、13億4,600万円という金額が既に議決をされているところであります。それで、これは先ほども同僚議員から意見がありましたが、これは利用目的が明確になっていないのです。具体的な議論が議会でもされていない。執行部の答弁でもその面が明確ではなかったと、こういう品物であります。したがって、私は委員会の中でその部分を十分審査をする必要があっただろう、このように思うところであります。

そして、これはさらにさまざまな部門利用ができると、こういう説明でもあります。例えば教育について、医療について、さらにはまだあるでしょう。そういうものを新しく情報化をすると、このことも大きなテーマになっているのではありませんか。そうすると、聞くところによると、そのソフトの開発には1部門5億もかかるのではないかと、こういう話があります。そうすると、仮に聞いている範囲の4部門としても、これで20億もかかるのではありませんか。このようなことを考えますと、この事業が本当に今、先ほどの話でありましたきょうの朝日新聞でありますが、既に新市建設特別委員会の中間報告をすっぱ抜いたような記事でありますが、佐渡市の建設計画破綻と、全事業見直しされよ。そこの中で、今議論をしております新穂のケーブルテレビもその中へ当然入らなければいかぬことでしょう。どう書いてあるかといいますと、またケーブルテレビの整備、35億ですね。5億円といった事業、その他いろいろあります。事業を再検討する必要あることも指摘をしている。これ後で恐らく指摘をされるのだと思います、中間報告で。こういう事態です。こういう事態の中で、当初計画のとおり補助金がついたとかなんとかのことで、財政多難で火の車の中でやっていく必要があるかどうだか、この議論が委員会では私は必要であったというのを思っております。そのあたりをどのような議論がされたか、聞かせてもらいたい。

そして、これは最終的には80億もかかると、このように言われているのです。数字は変わるのだと思いますが。このような膨大な金額を、そして先ほどの話のようにやってほしい事業はいっぱいあるわけです。これは、私は不急な事業だと思うのです。そのあたりを委員会でどういう議論がされたか、聞かせていただきたい。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えをさせていただきます。

議論のすべてをお伝えするわけにもまいりませんが、イントラネット基盤施設整備事業でありますが、 行政を結ぶだけだというふうなことも言われましたけれども、行政を結び、情報を本庁等々に一元化して おくことによって、住民にその情報がさらに発信しやすくなるというふうなシステム構築をするものであ る。そしてまた、GISという地理情報システム、これを使って各家庭や企業のインターネットを使って アクセスすることによって、行政の持っている、各施設等々の持っている、あるいは民間も含めてと解釈 してもいいかと思うのですが、そういったリアルタイムな情報といいますか、どこの施設できょうどんな イベントある、行ってみよう。その隣をつついてみたらこんな歴史があったのか。そんな情報が学校等々 においても利用されて、単に行政だけを結ぶのでなくて、常に情報そのものが市民に向いている情報を構 築していくのであろうというふうに理解をしております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。 小杉邦男君。
- ○17番(小杉邦男君) それでは、質問いたしますが、今市民にとってのさまざまな情報を提供できると言いましたが、佐渡市が今出している情報、これに対する市民の反応を申し上げますと、1,500円出してあの放送は何だと、非常に私言い方厳しいですが、こう言っているのです。ですから、私はこの後ケーブルテレビの話が出てくるわけです。35億もかかるというのでしょう。そうであったら、本当に市民がその情報によって生活の面でもさまざまな面で利用してよかったと、こういう評価を受けるように変えることが

できるか。現状を市民に報告して、あなた方は1,500円払って入りますかと市場調査が必要ではありませんか。ないしは意向調査。そういうものをやって踏み切るべきです。全く行政が中心になってさっさと決めて、始めたのではないですか。今佐和田、真野、赤泊、羽茂と、それらについても同様な意見があるわけです。同僚議員からこの前1,500円おれはもったいない、払うの嫌だという話出たではありませんか。こういう状況も考えれば、これは議論不足です。私は、決して情報化について基本的に反対しているものではありません。議論が粗雑だと言っているのです。もう少し市民の立場に立って、必要かどうだか、そしてさらには皆さんの要望は何だかと、そういうところまで踏み込んで、オーケーが出たら初めてやることではありませんか。恐らくきょう聞いている市民の皆さん同感だと思います。こんなに議論の中で、仮に間違って80億なんて通したらどうします。佐渡市がパンクの状態になるのではありませんか。というふうに私は、委員長にこんなこと言ってもしようがないのですが、この議論をぜひやってもらいたかったという気持ちです。やらなければいけません。ですから、私はそういう議論がされたかどうだか、ぜひ聞きたい。

あわせて、最後にあと1点だけ議論がされたか聞きたい。これは、光ケーブルでぐっと張りめぐらして、そこからそれぞれ世帯へとってテレビを見せようというわけでしょう。そのほかに、今度はさらにインターネットもできるという話も出てきているわけです。そうしますと、これは私はわからないことだから、間違ったら訂正していただいて結構でありますが、これはインターネットをやれる民間業者というのは、佐渡テレビしか私はプロバイダーないのだと思います。そうしますと、結果して、私は佐渡テレビに恨みあるわけではありませんが、結果してそちらの方へプロバイダー料は入っていくというような仕掛けになるのでは、これは市民感情から言いまして、基盤整備は全部行政がやって、特定な業者が利用すると。それで、そこで利があるというのはこれはなあというのは普通の感情でしょう。そのことだって、委員会は議論されたかどうだか。嫌みを最後に言ったようでありますが、申し上げて、そして総文の委員長答弁を求めて、私の最後の質問にいたしたい。ありがとうございました。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 市民の声をどのようにとらえたかというふうなご発言、ご質問だというふうにいたしますと、合併以前の旧5市町村において広域連携というふうな形で、両津市さんが代表町村となってこのイントラネット事業に取りかかりました。その際に、各市議会が議会議決というものを経ております。これは、十分民意を反映しての議会議決というふうに解すべきであろうというふうに考えます。したがいまして、民意を反映しておるというふうに、委員会の中での議論はそういった議論もありましたということだけをお伝え申し上げます。

以上です。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 以上で小杉邦男君の質疑は終わります。 次に、祝優雄君。
- ○51番(祝 優雄君) 私は、単純な話なのですが、委員長報告の中で、審査の結果、次の意見を付して、 賛成多数で可決すべきものとして決定しましたということなのです。これ意見をつける段階で調整がつく ということが普通であって、そうでなければ賛成多数で可決すべきものとして決定しましたという形の方

が私はスムーズなのではないかと思うのです。それを意見をつけて、なおかつ賛成多数であった。そして、 採決をするという状況の中では、少数意見の留保というものがあれば、この本会議で討論ができるわけで す。そういうこともできないということは、これはどういうことなのか。その辺をしっかりご説明願いた い。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) ご質問にお答えをさせていただきます。

意見が休憩室、会議室等に利用目的とする庁舎の増築という部分での意見を付しました。その意見に対しては何ら反対がないと、全員総意で結論を見たわけでございますけれども、他の部分において関連して賛成しかねるという方がおいでになりまして、いろいろと意見交換をしましたが、反対なさる方が1名であったので、少数意見の留保ともならなかったというふうにご説明を申し上げます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 祝優雄君。
- ○51番(祝 優雄君) そうすると、委員会としてはでき得れば意見をつけるのであれば、その辺を含めて 調整をしていくべきであろうな。それが形としていいのではないのかなと私は思うのです。そういうふう に私は今後していただきたいと思います。

そして、今聞きますと1名だと言われておりますが、その1名の方はどこに反対されたのですか。何に 反対された。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 反対の部分は、補正予算上ではケーブルテレビの施設整備、これが イントラネット事業と関連しておるということからの反対でありました。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 祝優雄君の3回目の質疑を許します。
- ○51番(祝 優雄君) そうしますと、イントラネットというのは6月に予算措置がされて、皆さん賛成をされて、通った予算ですよね。議決です。それを今ここへ持ってきて反対というのは、どういうことなのか。ケーブルテレビがおかしいというのであれば、それはそれで結構ですけれども、ちょっとつじつま合わぬのではないですか。そういうことについては委員会として、先ほどの今委員長質問された方もその辺のことをどうも何かおかしなとらえ方をしているようなのです。今委員長が最後に言われたように、私どもも含めて各町村それぞれ議会議決をもってイントラを事業としてきたわけです。その内容について今いろいろあって、調整をしようやというのは執行部との調整の中で出てきたこと。今委員会として議論するべきことというのは、今我々が議案として議会に付託されたものの範疇での議論。そうすると、どうも何か糸が別のところでみだかっているように私は感じるのです。そういうことは、やはり委員会としてはしっかりととらえて、精査をしながら整理していく。これがないと、今のようなことになっていくのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

〇総務文教常任委員長(葛西博之君) おっしゃるように十分精査を重ねておるわけでございますが、付託

案件は付託案件でございますが、所管というふうなところに踏み込みますと、どうしてもイントラネットがまだもやもやといいますか、予算は通してありましたけれども、その執行に対しての意見というふうなものがあったというふうなことから、十分時間をかけての議論をさせていただきました。そういったことで、必要性あるいは順位づけで、もっと福祉や教育や優先すべきものがあるのではないかというふうなご意見等々で議論をさせていただきましたが、結果的に1名の方にはこのイントラを賛成をいただくことができなかったということでございます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) これで祝優雄君の質疑は終わります。 次に、村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) 私は、義務教育費について委員長に質問させていただきます。

アテネオリンピックが終わりまして、日本は史上最高の成績でご承知のとおりに大会を終了しました。しかし、その快挙の中に新潟県人として一抹の寂しさを覚えるのは私だけでしょうか。321人の大選手団中、本県出身の選手は体操の団体で金メダルをとった中野選手ただ一人でした。250万県民ということから見れば、六、七、八人の地元選手が参加を期待してもいいのかなと。そして、オリンピックと同時に開催された夏の甲子園大会でも、新潟県の代表はことしも残念ながら参加するだけで終わりました。新潟県の若者たちの体力の低下、学力低下、進学率の低下が言われて久しいです。そして、佐渡でも同じことが心配されています。新市誕生を機会に、市民が一体となって佐渡の未来を担う子供たちに熱い期待と支援を行いたいものです。そんな熱い気持ちの新市のスタートに、教育費、10款2項小学校費、同3項中学校費の総合学習支援事業の大幅減額についてお聞きします。未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業の補助金が小学校751万7,000円、中学校285万3,000円と大きく減額されていますが、なぜそのようになったのか、審査経過をお聞きしたい。

次に、この事業は平成14年から始まったばかりのやる気!元気!総合学習の延長の事業のはずであります。昨年までの総合学習は、島内の全中学校、全小学校が対象であったのに、ことしから実施のこの未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業は、調査したところ全県でわずか54校、佐渡では小学校は松ケ崎、金井、行谷小学校の3校、37校中3校です。中学校は、前浜、佐和田中学校の2校、16校中2校です。小中合わせてわずか5校です。そこで、教育委員会としては全校の指定要望をしたそうですけれども、5校ということで、予算をカットされたほかの学校の総合学習はどのように導くよう審査されたのか、お聞かせお願いします。

また、この2年間、平成14年、15年と総合学習の成果はあったのか。成果があって終了したのかどうか、 聞かせればお願いしたいと思います。

1回目の質問終わります。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 村川議員のご質問にお答えをいたします。

未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業審査経過でございますけれども、それまでのやる気!元気! 総合学習支援事業が廃止となって、未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業と変わったことにより、減額というふうな説明を受けたところでございます。 また、補助金のつかなかった学校に対してどのように変更されたかというご質問でございますけれども、 年度当初からこのようなことは予測はしておったというふうに学校には伝えておるという説明でございま して、大幅な学校側での対応が迫られたというふうな理解はしておりません。

総合学習への成果というものは十分上がっており、子供たちが生きる力を身につける、そういったことになっておろうかというふうに理解をしております。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。 村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) 私もこの予算削減について少々頭へきまして、県の教育庁へ問い合わせましたところ、教育庁の担当者の弁では、未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業の予算は、新潟県の財政不足で県としては削減せざるを得なかったと。では、今後どうするのですかと、このままいくのですかとお聞きしましたら、新しい知事がどう考えて対応するかによって今後変わる可能性もありますという、こういう返答をいただきました。総合学習からこの未来を拓くにいがたのひとづくりは変更と言われましたけれども、実はこれは変更では、そしてないのだそうです。教育庁の中に義務教育課の総合学習事業というのは総合学習というのはあるのですけれども、未来を拓く事業はどこにも見当たりません。教育庁の総務課の中に未来を拓くにいがたのひとづくりという事業があって、全く別物ということで、総合学習としての予算は14年、15年で閉鎖、中止になったということで、行政の中の縦割りがあったのかと思いますけれども、佐渡市としては教育委員会、課長にお聞きしましたら、県の2分の1の予算が来なくても、佐渡市においては2分の1の予算を負担して、全校でこの総合学習を延長してくれるということで、非常に私はその辺では安心しました。

ところで、その件で総合学習支援事業と未来を拓くにいがたのひとづくり支援事業とはどのように違うかというのをもし説明を受けていましたら、委員長お願いします。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 総合学習事業とこのひとづくり支援事業の関連というふうな説明は、いただいておりません。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 村川四郎君。
- ○30番(村川四郎君) 今非常に佐渡においては教育が大事なときであります。これだけ広い佐渡市に教育委員が5人で、PTAとか保護者の方、地域の方々、教職員の方との連携が十分にしてやっていけるのかどうか、その辺も今後の委員会で検討していただきたいし、校長先生3名ほど、現職の校長先生とリタイアされました校長先生にお聞きしましたところ、やはりこの支援事業というのはもう少し続けてほしかったというお話も聞いています。学校と地域に求められるのは、今子供たちが一番生き生きとして輝いている社会を実現することだと思います。かつて近世の歴史に国を動かす立派な先人たちを我が佐渡島はたくさん送り出しました。家貧しくして孝子出ずではないですけれども、ぜひ未来を拓くにいがたのひとづくりではなく、未来を開く佐渡の人づくり支援事業というものを実施していただけるよう、委員会の方でまたいい知恵を絞ってほしいと思います。そのために、総務文教委員会の方々は非常に担当の守備範囲が広くて、連日多忙をきわめておられることと思いますけれども、教育行政に関しましてもさらなる関心と配

慮をお願いしまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁は要りませんね。

以上で……

[「議事進行」と呼ぶ者あり]

- ○議長(浜口鶴蔵君) 祝優雄君。
- ○51番(祝 優雄君) 今の委員長質問を聞いておりますと、審査内容とは到底私どもは理解できない方向 での質問がなされておるし、質問ではなくてお願い事項です、これは。まず、趣旨にきちっとのっとって 議会が行われるように、まず議長は整理をしてください。的外れのものについては、議長が整理をする。 そうでなければこういう議会になってしまいますよ。
- ○議長(浜口鶴蔵君) お答えいたします。

この通告の内容によりまして、委員長が答弁をいたしております。関連で質疑がなされてまいりますから、それは当然枝葉が伸びていくのは承知をいたしておりますが、そのときに質問者そのものがどのような関連での質疑をしたらいいかということについては、そのときの議員の判断ということにさせていただきたいと思いますので、十分質疑者は注意をして質疑をするということにさせていただきたいと思うし、もちろんこれから議会運営委員会等でいろいろな問題が出ておりますので、精査をしながら、今後皆さんで協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で村川四郎君の質疑は終わりました。

次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番(加賀博昭君) 改めて申し上げるまでもございませんけれども、市長は委員会に出席する義務が通常ございません。したがって、この委員長質問というのを聞きながら、委員会でどのテーマがどのような審査をされたのかと、議員がどういうことを考えておるかというのは委員長質問から酌み取るという意味で重要な意味を持っております。

さて、私の通告は2款1項5目13節並びに15節ということで、このことについて意見がついておるが、この意見についてお尋ねをしたいというのが私の質疑でございます。どういうことかと申しますと、市役所本庁に1億600万円の建物を建てたいと、こういう提案があるのです。これに対して総務委員会は、近隣支所の利活用も含めと、こういう指摘をしています。わかりやすく言うと、近隣支所といえば私は佐和田しかないと思うのです。つまり金井の本庁のところへ物を建てなければならぬようなことなら、佐和田の建物を本庁の一部に使って、そういうことも検討してはどうかという提案がこれはあったなというふうに読み取れるわけである。立派なことだなと、こう思っているのですが、私の理解したとおりでいいか。総務委員長にお尋ねをいたします。

さて、その次でございますが、2番目が新穂地区のケーブルテレビ、イントラネットの関連と10月4日、市長が委員会あてに出した報告書についてということでございます。先ほど質疑の中で、イントラというのはさきの議会で議決したものではないか。それが何でそのことが問題になったのかという質疑がございましたが、まさにこの新穂のケーブルテレビを引くためには、私の理解では真野から新穂まではイントラネットを引かなければならない。ここで改めてイントラネットというものがまた俎上にのってきた。それ

では、何でこのことに反対したかといえば、反対した人の意見を聞いたことはございませんが、ここに10月4日付で市長が総務委員会に出した文書がございます。総務委員会は、さきの議会で二つのことを要望、意見として出しております。地域イントラネット13億1,146万円については、情報化推進は理解するが、行政施設間の接続だけでなく、民間事業や市民個人にも広く利用できるように検討しなさいよと、こういうこと一つ。もう一つは、有線テレビについては、これらは専門家を交えて十分検討されたい。どういうことかというと、予算に縛りをかけたわけです、総務委員会が。したがって、今度これを外さないと、新穂の事業ができない。そこで、改めてこのイントラネットということが委員会の俎上にのってきたというふうに私は一連の証拠からして推測できるわけでございます。

そこで、お尋ねをするわけでございますけれども、総務委員会は今言う新穂の事業を進めるために、前の議会でつけた要望、意見を外さざるを得なかったと、これは事実だと思うのです。しかしながら、このイントラについては総務委員会は予算との関係でそういう態度をとったけれども、ここに三つの委員会、つまり行財政改革特別委員会というのがイントラネットについて意見をつけております。イントラネットの導入については、導入すべきか否か以前に、そのシステムと事業の関係の理解を深める必要がある。議会はよくわからないと、こう言っておる。もう一つ、新市建設委員会は、テレビで35億、イントラで50億、足すと85億、こんなべらぼうな金を使ったら、後年度負担が大変なことになるぞと。したがって、市民に有利な情報基盤の整備が可能かどうか検討されたいと、こう言っておる。ここでもイントラについては問題がありますぞと、こう言っておる。それから、観光問題等調査特別委員会の中間報告を見ると、これは恐らく衛星通信のことをいっておるのだと思いますが、最後のところに、メディアを活用し、積極的な島外への情報発信を図るべきであると、こう言っておる。そうすると、この特別委員会に参加する議員の数というのは45名でございます。そうすると、45名ということは60人中45名の人がこういう意見を持っておるということになれば、実に75%の議員諸公がこれに対して疑問がありますよということを投げかけておる。

それで、総務委員長にお尋ねいたしますが、総務委員長も行財政特別委員会の委員の一人として、先ほど私が申し上げたことにあなたも賛成しておる。これは事実でございますね。そこで、総務委員長の立場はわかりますが、先ほど新穂との関係で申し上げたから、繰り返しませんが、あなたもこの特別委員会に所属して、この委員長報告、間もなくこの後読みますが、委員長が読むと思いますが、それに賛同されておるということは間違いございませんね。

それから、もう一つ私は申し上げたいことがある。それは、10月の4日付で、先ほど読みましたこの要望、意見書を外してもらうについては、市長が総務委員会に出しておる処理状況の説明というのがある。それを見てみると、どう書いてあるか。このイントラネットは、もともとは13億1,146万であったのを12億円に削減します。先ほど総務委員長が言ったように、百幾つあったのを五十幾つに減らすということがこれございますね。それで1億減らしますよと。そして、子供たちの情報活動能力の向上、福祉医療、防災情報等の発信ができる地域イントラネットと、こう言っています。特に私が重視したいのが福祉医療でございます。福祉医療というのは、例えばお年寄りが血圧をはかりまして、これは危なくなっておるというときは保健婦にそれが連絡ができて、どうしたものかというような健康上の照会、更新ができると、こういう意味なのですね。間違ってもらっては困るのです、ここは。30億円あれば、今100床の体の不自由な

お年寄りを収容できる特別養護老人ホーム、それから老人保健施設が100床、国の補助金なしで一遍にできるというのが30億の金額でございます。今そんな雲をつかむような血圧計から保健婦に連絡するなどというとんでもないことを考えるのなら、100床のベッドをつくってくれというのがお年寄りの要望でもあるし、お年寄りを抱えておる若者の要望でもあります。そういう行政をするのが私はそうだと思うのです。

そこで、総務委員長にお尋ねをするのは、あなたは特別委員会に所属して、私が指摘したことについて 賛成をされたことは間違いございませんか。そして、私が三つの特別委員会の委員長報告というのをまと めると、何と議員の75%がイントラネットとテレビの関係で物を言っておる。このことも委員長としては 認めますか。お尋ねをいたします。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。
 - 総務文教常任委員長。
- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えを申し上げます。答えられるところだけということでご理解 を願います。

最初の質問でございますが、つけた意見で近隣支所というふうにございます。これは、特に加賀議員おっしゃるように佐和田というふうなことを念頭に置いたものではございません。今後財政計画あるいは新市建設計画等を見直す中で、当然支所の統廃合というふうなことも議論されるわけでございますし、この中には他の施設というふうなものを含めて考えていただきたいというふうに思います。

総務委員長として出した結論は、イントラネットでございますけれども、特別委員会においては反対のような意見が中間報告になるのではないかということでございますけれども、決してイントラネット事業がこの13億で完結するわけでもございません。どのように運用するかが大変重要なことでございます。むだにしないように今後さらに検討すべきというふうなところで観点から、私もその中間報告のまとめには賛成をしたということでございます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) それではまず、最初のところからいきます。

行政側は、建物のことについては検討委員会で検討し、その結論を議会と協議をする、こう言っておる。 そうしますと、事実上これから予算について賛否を問うわけです。ところが、この縛りがかかりますと、 この建物の1億600万という建物の建設については、その検討委員会の検討を待って、さらに議会と再協 議をして、そうでないと執行はできませんよということが書いてありますが、そのとおりに受けとめてよ ろしいか。

それから、大体答えは出てまいりましたけれども、恐らく総務委員会ではインターネットの審査を続けながら、実はケーブルテレビにもかなり踏み込んで審査をしておるなということが先ほどの委員長の答弁でわかります。そうすると、衛星というのが一つあります。今の先ほど申しました市長が委員会に提出したあの文書によりますと、おおむねテレビというのは3年を目途にして考える。3年ということになれば、3年を目途ということは、3年前にはできませんということ。これからやって、3年間かけて完成したいというふうにならなければ、本当は。ところが、3年を目途にして整備するということは、3年前はできないということ。そうすると、私どもはこの議会のやりとりを見ることができます。しかしながら、場所

によると約5,000と言われておるが、そういう世帯は4年以降でなければ見られないという、こういうまことに息の長い話になります。そこで、もう一つは衛星放送というのがあるのです。これだと、私は6カ月でできると聞いておる。総務委員会ではそんな情報を得ていますか。

それから、このイントラネットの整備事業でございますが、当初13億何がし、私が先ほど言いました。 ところが、それでは金がかかり過ぎるといって直してきたのが12億、これに対して補助金交付額は3億7,268万2,000円、2分の1の補助だといいますけれども、私の計算だと31%、つまり3分の1の補助にしかならぬというふうに読み取れますが、総務委員長、これを認めますか。

以上、2回目の質問します。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) お答えをいたします。

庁舎増築の件で縛りということでございます。まさにそのとおりというふうにご理解をしていただいて 結構でございます。

また、衛星を使ってテレビを見るようにできるというのが6カ月というふうに議員おっしゃいます。このことを総務委員会として承知しておるかどうかと言われますと、ちょっと私もいろんな場面で勉強させていただきましたので、私個人的にはそのように承知しておりますけれども、委員会としての承知事項かどうかははっきりとお答えを申し上げられません。

以上でございます。

〔「もう一つ。12億に対して3億7,200、3分の1にしかならん」と呼ぶ者あり〕

- ○総務文教常任委員長(葛西博之君) 総事業費で議員おっしゃられますので、総事業費に対しましての補助金というふうに計算しますと三十数%というふうになることはそのとおりでございます。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 総務委員長には大変ご苦労をかけて答弁をしてもらっておりますが、大体私が疑問 の点を投げかけて、まさに加賀の言うとおりだというご答弁をいただいておる。それは、私が適当に言っておるのではないのです。イントラネットというのは、2分の1の補助だというのが国が言っておるのです。しかし、国は7億4,536万4,000円に対して3億7,268万2,000円は、それは2分の1だ。しかし、その2分の1をよこして、実は7億4,500ではなくて、12億の仕事を佐渡市に義務づけるわけです。だから、こういうことになるのだということを私は申しました。これも総務委員長はそういうことだというふうにお認めになりました。

そこで、だめ押しでございますが、今最後の部分、市民の皆さんも聞いておりますので、国は半分補助金やるよと言っておるけれども、実質的には3分の1しかよこさないという計算になるのだ。それで12億の仕事をやらなければならない、こういうことになっていますよということを最後にお答えいただくということと、もう一つは先ほどの問題でございますが、市は検討委員会という、私聞いたことはまだない。その検討委員会なるものを立ち上げて、それが結論を出して、さらにこれから議会と協議をするということになれば、12月議会の以降にならざるを得ぬと私は思いますが、この2点についてお答えをいただいて、

私の質疑終わりたい。総務委員長、大変ご苦労かけたけれども、これも佐渡市のためだと思って答弁してください。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(葛西博之君) 佐渡市のために頑張ります。

2分の1補助でないという部分でございますけれども、先ほど来申し上げましておるように、補助対象外の事業として、光ケーブルを引くのですが、ケーブルテレビ用の芯線も入れるというふうに私お話ししたと思います。この部分は補助対象外、そういったことで2分の1にはならないというふうにご理解を、それだけではないというふうには説明を受けておりますけれども、そういったふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

さらに、これから検討委員会を立ち上げて、そこで検討し、協議し、議会とすり合わせるというふうな作業をしておりますと、12月になるのではないかというふうなご指摘でございますけれども、しっかりと何月というふうな期日を切っての話し合いというのはしておりませんが、非常に大切な問題であり、本庁舎の位置というふうなことが絡んでおります。早急にというふうなことでご説明をいただいておるところでございます。

○議長(浜口鶴蔵君) 以上で加賀博昭君の質疑を終わります。

これで総務文教常任委員会の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第99号を除くその他の案件について採決いた します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第99号を除くその他の案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第99号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(浜口鶴蔵君) 起立多数です。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第99号については委員長の報告のとおり決定いたしました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 3時44分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長(熊谷 実君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に 基づき報告します。

議案第100号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。本予算案は、歳入歳出それぞれ5,871万円を追加し、総額を60億5,481万円とするものであり、歳入は前年度繰越金の5,871万円で、歳出の主なものは退職被保険者に係る高額療養費が3,395万円、保険税、料の過年度分に係る還付金並びに還付加算金として332万8,000円の増、一般会計への繰出金が2,097万1,000円などであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出それぞれ2億1,543万9,000円を追加し、総額を92億3,793万9,000円とするものであり、歳入は前年度繰越金の2億1,543万9,000円で、歳出は一般会計への繰出金が1億533万7,000円、予備費が1億1,010万2,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第102号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出それぞれ6,746万4,000円を追加し、総額を50億1,556万4,000円とするものであり、歳入は前年度繰越金1億4,460万8,000円を増額し、介護保険料344万7,000円、基金繰入金7,369万7,000円を減額するもので、歳出の主なものは諸支出金4,355万7,000円、基金積立金1,800万円などを増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出それぞれ4,730万5,000円を追加し、総額を4億8,555万8,000円とするものであり、歳入は前年度繰越金4,730万5,000円を増額するもので、歳出の主なものは公共下水道接続工事費350万円、運営基金積立金4,380万5,000円などを計上するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算(第1号)について。本予算案は、収益的収支において、繰り出し基準に伴う一般会計からの負担金及び補助金1億6,709万8,000円を増額補正し、収益的収入の累計予算額を30億1,818万4,000円とし、一方資本的収支では、医療機器の購入に係る一般会計資金250万円を増額補正し、資本的収入の累計予算額を1億7,731万7,000円とするものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 小木こどもセンター建設(建築)工事請負契約の締結について。本案は、小木こどもセンター建設(建築)工事について、平成16年9月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会

の議決を求めるものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願。本請願は、医療、年金制度の拡充は国民が社会経済活動に安心して打ち込める基礎であるとして、下記請願事項について国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、安心と信頼の持てる医療、年金制度の確立を図ること。2、基礎年金の国庫負担率を2分の1に引き上げること。3、行政サービスの向上、事務執行の効率化に向け、住民に身近な社会保険行政は地方自治体で実施すること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第4号 生活保護基準の引き下げと国庫補助削減の中止を求める請願。本請願は、政府が2004年度に老齢加算の廃止、物価スライドによる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を0.2%カットし、2005年度にはさらなる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を4分の3から3分の2に削減しようとしていることに対し、現行の国庫負担は平成元年に当時の閣議でも了承されたものであり、それをほごにすることは到底認められないものとして、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、厚生常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子健治産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長(金子健治君) まず、委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に 基づき報告します。

議案第91号 佐渡市小木自然環境活用施設(民俗資料展示館)条例を廃止する条例の制定について。本 案は、旧小木町の宿根木地区にあります「民俗資料展示館」について、佐渡市博物館条例により一体的に 管理するため、佐渡市小木自然環境活用施設(民俗資料展示館)条例を廃止するものであります。審査の 結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。 議案第93号 赤泊村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、条例に規定する9施設のうち、国営総合土地改良事業のダム建設に伴う支障物件となった赤泊村林業研修センターについて、これを取り壊し、新たに外山地区集会施設を建設したことによるもので、そのほか村を市に、村長を市長に改めるための条例の一部改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 字の変更について(牛丸換地区)。本案は、新潟県が佐渡地内において土地改良事業により施行した県営中山間地域総合整備事業、大佐渡山ろく2地区、牛丸換地区の工事が完了し、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域変更をしたいので、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第98号 字の変更について(国府川右岸地区)。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業(担い手育成型)国府川右岸地区第1換地区の工事が完了し、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域変更をしたいので、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 中山間地域等直接支払い制度の存続と拡充を求める請願。本請願は、政府が構造改革の一環として農林水産省で第三者機関「中山間地域等総合対策検討会」を設置し、制度のあり方を検討しています。現在この制度を利用している中山間地域は、耕作放棄、荒廃が進む中、農業者の減少や高齢化が進む中山間地域にとって大きく役立っており、農家の励みになっております。現行制度の存続と多面的機能を求めるための意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第6号 政府米の買い入れと、備蓄を充実させる意見書提出を求める請願。本請願は、政府が必要以上に備蓄の古米を放出し続けていることが市場に米をあふれさせ、深刻な米価格暴落を引き起こしている。それが消費者の米離れや小売の在庫が計画どおり減らないという悪循環を招いている。米の需要と供給の安定と備蓄米の放出を中止し、政府自身が決めた備蓄計画に見合う米の買い入れを実施するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第7号 アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書提出を求める請願。本請願は、昨年末にアメリカでBSEが発生して以来、政府は輸入禁止の措置をとっている。日本ではBSE発生後、全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却等の安全対策を実施してきた。現在アメリカで実施されているBSE検査では安全対策が不十分であり、そのままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは食の安全にとって重大な問題であり、家畜農家にも重大な影響をもたらす。日本と同水準の全頭検査体制や特定部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第9号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する請願。本請願は、農業の基本計画の見直し に当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食糧自給率の引き上げに結びつく施策として、下 記請願事項について国及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。1、食糧自給率について は、5年間横ばいの原因と問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力で自給率の引き上げの政策を推進すること。2、価格、所得政策については、農作物価格低落に歯どめをかけ、家族農業には不足払い型の直接支払いをすること。また、集落営農は、地域農業と担い手など地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能なものにすること。3、農業環境、資源保全政策については、中山間地域直接支払い制度を継続、拡充するとともに、環境直接支払い制度の創設と環境保全型農業の推進を支援すること。4、担い手、農地制度の見直しについては、株式会社の農地取得に道を開く農地制度改正は行わないこと。また、耕作放棄を防ぐための法制度を早急に確立すること。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑はないものと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、産業経済常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤孝建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長(佐藤 孝君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告 します。

議案第92号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊簡易水道において、計画給水人口及び計画1日最大給水量を変更し、国の水道事業経営変更許可を受けるために、給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 市道路線の認定について(浜河内地内)。本案は、畑野、浜河内地内の一般県道多田皆川金井線、離島地方道改築工事の法線変更により、従前の県道が廃道となる2路線について、地元集落の生活道路としての利用実績があることから、県へ移管申請を行い、道路法の規定に基づき、佐渡市市道の認定基準「その他の市道」として認定するため、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第96号 公有水面埋立てに係る意見について (水津地内)。本案は、佐渡地域振興局が実施する道路改良事業により、道路施設用地を造成するため両津、水津地内の海岸を埋め立てることについて、佐渡

地域振興局長から意見を求められているもので、公有水面埋立法の規定により、議会の議決を求めている ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出それぞれ7,914万2,000円増額するもので、主な内容は、7月17日の豪雨災害による両津地区、鷲崎、玉崎、前浜の簡易水道の修繕費及び委託料の増額、小木簡易水道の第2水源改良工事費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第1号)について。本予算案は、歳入歳出 それぞれ2億1,720万7,000円増額するもので、主な内容は、従来旧団体単位で算出した下水道事業の事務 費が佐渡市として一本化されることによる減額、下水道汚水幹線工事請負費の増額、公債費の増額であり ます。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。今後計画する小規模下水道事業については、個別処理方式(合併浄化槽)との比較検討を十分に し、地域住民及び財政的に有利な方式を選択されたい。また、下水道工事については、一括発注ではなく、 小規模事業者も受注できるように分割発注も検討されたい。

議案第119号 両津浄化センター建設(水処理施設2/4系列機械設備)工事請負契約の締結について。本案は、公共下水道事業両津浄化センター建設(水処理施設2/4系列機械設備)工事について、平成16年9月7日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 簡易水道改良工事請負契約の締結について。本案は、生活基盤近代化事業による羽茂簡 易水道改良工事について、平成16年9月14日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、建設常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案の上程・提案理由の説明(議案第108号~議案第117号)

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第108号から議案第117号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) それでは、お許しを得て、議案の説明を申し上げます。

議案第108号 平成15年度両津市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度合併前におけ る両津市民病院の収支決算について、会計期間を平成15年4月1日から平成16年2月29日までとして、監 査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。両津市民病院は、一般病院部門と介護老人保 健施設すこやか両津で構成されており、近年の医療提供体制と医療保険制度の改革が進む中、前年度に引 き続き、自治体病院の使命である地域住民の医療確保、福祉の増進に努めてまいりました。経営内容では、 病院事業分として、入院患者数2万9,599人、対前年同月比2,729人増、病床利用率68.0%、対前年同月6.1% 増、外来患者数 7 万8,401人、対前年同月3,018人減、入院収益は 6 億7,981万9,000円、対前年同月96万 9,000円の増収、外来収入は7億2,742万9,000円、対前年同月144万1,000円の増収となり、一方、介護老 人保健施設事業分として、延べ入所者数2万8,039人、対前年同月98人減、入所率81.4%、対前年同月10.8ポ イント減、延べ通所者数2,498人、対前年同月25人増、入所収益は3億3,220万4,000円、対前年同月1,338万 1,000円の減収、通所収益は2,344万6,000円、対前年同月178万4,000円の減収となりました。これらの結 果、病院事業、老人保健施設事業を合わせた収益的収支は、総収入額20億4,419万6,000円、総支出額19億 8, 675万3, 000円、純利益5, 744万3, 000円、累積欠損は16億5, 167万7, 000円となりました。以上が主な概要 です。会計期間が年度途中ということもあり、全体的な前年度比較は困難でありますが、合併後は経営基 盤を整えていくことはもちろん、全島的な医療、介護両面の需要を満たすべく、今後とも努力してまいり ます。

次に、議案第109号 平成15年度両津市水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度両津市水道事業会計決算、会計期間は平成15年4月1日から平成16年2月29日までについて、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口1万3,672人、有収水量143万3立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入3億7,054万6,000円に対し、収益的支出は3億5,562万6,000円、資本的収入4,960万円に対し、資本的支出2億4,499万2,000円となりました。以上が主な概要です。質、量ともに安定した水の供給と社会産業活動や地域住民の生命、財産を守る使命により、年次的に施設の改良を実施し、また老朽管更新及び漏水の早期復旧に努めてまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第110号 平成15年度相川町病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度合併前における相川病院事業会計の収支決算について、会計期間を平成15年4月1日から平成16年2月29日までとして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。相川病院は療養型病床群であり、地域に密着した医療を実践し、一般診療に加え、在宅医療等を実施しており、地域の医療の増進に努めてまいりま

した。経営内容では、入院患者数 1 万5, 491人、対前年同月92人減、病床利用率77.0%、対前年同月0.8%減、外来患者数 3 万1, 847人、対前年同月1, 854人減、入院収益は 2 億1, 794万2, 000円、対前年同月404万4, 000円の増収、外来収益は 2 億2, 792万9, 000円、対前年同月542万9, 000円の増収となり、その結果、収益的収支は総収入額 6 億7, 025万2, 000円、総支出額 6 億2, 827万5, 000円、純利益4, 097万7, 000円、累積欠損金は10億6, 277万8, 000円となりました。以上が主な概要です。会計期間が年度途中ということもあり、全体的な前年度比較は困難でありますが、合併後は経営基盤を整えていくことはもちろん、全島的な医療、介護両面の需要を満たすべく、今後とも努力してまいります。

議案第111号 平成15年度相川町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度相川町水道事業会計決算、会計期間が平成15年4月1日から平成16年2月29日までについて、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口4,960人、有収水量68万171立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億5,675万1,000円に対し、収益的支出1億5,198万9,000円、資本的収入ゼロ円に対し、資本的支出5,276万5,000円となりました。以上が主な概要です。歳出経費の見直しを実施するとともに、地域住民の生活基盤として水道水の安定確保を最優先課題として取り組んでまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第112号 平成15年度佐和田町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における 平成15年度佐和田町水道事業会計決算、会計期間が平成15年4月1日から平成16年2月29日までについて、 監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間 が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口8,411人、有収水量92万995立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入2億1,217万4,000円に対し、収益的支出1億8,688万4,000円、資本的収入3,895万5,000円に対し、資本的支出2億2,717万3,000円となりました。以上が主な概要です。健全経営を図るため、コスト縮減、経常収支の改善を努めながら、効率的な給水サービスの向上を目指して努力してまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第113号 平成15年度金井町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度金井町水道事業会計決算、会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日までについて、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口7,088人、有収水量63万3,145立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億5,424万2,000円に対し、収益的支出1億4,522万3,000円、資本的収入5,040万1,000円に対し、資本的支出9,185万7,000円となりました。以上が主な概要です。コスト縮減を図りながら、地域住民が常に使用する水を安全かつ安定供給する使命を念頭に、施設の改良、維持管理に日々努力してまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第114号 平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算、会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日までについ

て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業途中での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口4,506人、有収水量42万5,327立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入7,513万1,000円に対し、収益的支出7,867万5,000円、資本的収入1億2,083万1,000円に対し、資本的支出1億905万2,000円となりました。以上が主な概要です。地域住民に信頼される水道を構築するために、質、量ともに給水サービスの向上を図り、施設の整備、維持管理に努めてまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第115号 平成15年度真野町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度真野町水道事業会計決算、会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日までについて、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口4,274人、有収水量40万3,150立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入9,712万7,000円に対し、収益的支出7,790万1,000円、資本的収入2,943万9,000円に対し、資本的支出6,692万3,000円となりました。以上が主な概要です。地域住民の社会生活を確保するため、常に安全な水の確保、施設の適正管理に努めるとともに、経営財政の強化に努力してまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第116号 平成15年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度佐渡市病院事 業会計として、市立両津病院、介護老人保健すこやか両津、市立相川病院の各施設における平成16年3月 分の1カ月の収支決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。地域住民の 医療の質の向上に対する要求の高まり、それに反して高齢化社会における慢性的な疾患による収益の減少 と医療における経営は依然厳しい状況にあります。その中で市町村合併を終え、両病院の医療の充実、福 祉の増進とより一層の患者サービスの向上に努めてまいりました。経営内容では、病院事業分として、入 院患者数4,500人、対前年同月400人減、病床利用率75.2%、対前年同月17.3ポイント減、外来患者数 9,887人、対前年同月502人減、入院収益は1億286万1,000円、対前年同月739万7,000円の減収、外来収益 は9,956万8,000円、対前年同月569万3,000円の増収となり、一方、介護老人保健施設事業分として、延べ 入所者数2,545人、対前年同月151人増、入所率91.2%、対前年同月5.4%増、延べ通所者数238人、対前年 同月4人減、入所収益は2,984万8,000円、対前年同月30万円の増収、通所収益は205万3,000円、対前年同 月42万7,000円の減収となりました。その結果、病院事業、老人保健施設事業を合わせた収益的収支は、 総収入額2億6, 984万円、総支出額4億6, 599万4, 000円、純損失1億9, 615万4, 000円、累積欠損額は29億 1,060万9,000円となりました。以上が主な概要です。平成16年3月分1カ月の決算ということもあり、全 体的な前年度比較は困難でありますが、今後は両病院の連携体制を整え、経費の削減を図るとともに医療 の効率化を目指し、地域医療、福祉の充実に努力してまいります。

議案第117号 平成15年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度佐渡市水道事業会計決算、会計期間平成16年3月1日から平成16年3月31日までについて、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が1カ月間となり、合併前より地方公営企業法を適用していた旧両津市上水道、旧相川町上水道、旧佐和田町上水道、旧金井町上水

道、これは東部簡易水道を含むでございます。旧新穂村簡易水道、旧真野町上水道の事業を引き継いだものとなっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、比較なしとしました。給水状況については、給水人口4万2,625人、有収水量36万3,458立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億437万4,000円に対し、収益的支出1億6,738万7,000円、資本的収入8億7,358万5,000円に対し、資本的支出7億8,821万9,000円となりました。以上が主な概要です。合併により、佐渡市として広い視野に立った組織の強化、施設改良の計画、経営の健全化を図るとともに、水道事業の基本理念に基づき、安全かつ安定した水の供給、住民サービスの向上を目指し、事業の効率的な運営に努力します。

会議時間の延長

○議長(浜口鶴蔵君) ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程第3 議案に対する質疑

○議長(浜口鶴蔵君) これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第108号 平成15年度両津市病院事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

議案第108号の質疑を終結いたします。

議案第109号 平成15年度両津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

議案第109号の質疑を終結いたします。

議案第110号 平成15年度相川町病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第110号の質疑を終わります。

議案第111号 平成15年度相川町水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第111号の質疑を終わります。

議案第112号 平成15年度佐和田町水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第112号の質疑を終結いたします。

議案第113号 平成15年度金井町水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第113号の質疑を終結いたします。

議案第114号 平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第114号の質疑を終結します。

議案第115号 平成15年度真野町水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第115号の質疑を終結いたします。

議案第116号 平成15年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第116号の質疑を終結いたします。

議案第117号 平成15年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第117号の質疑を終結いたします。

日程第4 発議案第13号

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、発議案第13号 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

本案について提案理由の説明を求めます。

○40番(猪股文彦君)

発議案第13号

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の 規定により別紙のとおり提出する。

平成16年10月5日

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する ものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会決算審査特別委員会

2 付託事項

平成15年度各一般会計、各特別会計、各企業会計決算審査について

3 委員の定数

15人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

予算の範囲内

以上、よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第13号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

発議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議会議第10号

○議長(浜口鶴蔵君) 議会議第10号 決算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の 規定により、

優君 中 村 剛 一 君 臼 木 浜 田 正 敏 君 小 田 純 一 君 中 川 隆 一 君 岩崎隆寿君 羽 入 高 行 君 臼 木 善 祥 君 佐藤 孝 君 金子克己君 近藤和義君 兵 庫 大 澤 祐治郎 君 肥田利夫君 加賀博昭君

以上15名をお手元に配付した名簿のとおり指名いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15人の方を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしま した。

暫時休憩します。

午後 4時39分 休憩

午後 4時39分 再開

○議長(浜口鶴蔵君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 加賀博昭君

副委員長 浜田正敏君

以上です。

日程第6 議案の委員会付託

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第108号から議案第117号までについては、お手元に配付した資料のとおり、決 算審査特別委員会に付託します。

観光問題等調査特別委員長中間報告

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、観光問題等調査特別委員会に付託中の佐渡観光の振興・発展策に関すること については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

渡邉観光問題等調査特別委員会委員長。

〔観光問題等調査特別委員長 渡邉庚二君登壇〕

○観光問題等調査特別委員長(渡邉庚二君) 本委員会に付託された事件の調査経過について、会議規則第 45条第2項の規定により中間報告いたします。

観光問題等調査特別委員会中間報告。

佐渡観光は、123万人をピークに低迷を続け、平成16年は70万人を割り込むおそれが出てきた。

当委員会は、今日までの佐渡観光のあり方を見直し、佐渡観光が抱える問題点を洗い出し、対処すべく協議した。

緊急の課題は、観光協会の統合であり、来年度を目途に一本化を実現すべきである。また、当面観光協会長には市長が当たり、可及的速やかに職務に専念できる会長を選任すべきである。

なお、マンネリ化した誘客活動を見直し、宣伝ポスターの一元化、メディアを活用し、積極的な島外への情報発信を図るべきである。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

○38番(金光英晴君) この特別委員会は、低迷する佐渡経済の再生策の重要な一つとしての観光産業の立て直しを目的として設置されたものと私は認識しております。この報告を読む限りでは、委員会の方向性も見出すことができません。また、中間報告とはいえ、余りにも内容が乏しい気がいたし、非常に残念に思っておるところであります。

ご報告にあります観光協会長の件でございますが、前段の部分と後段の部分が矛盾した表記になっておりますが、本旨は何なのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

観光問題等調査特別委員会委員長。

○観光問題等調査特別委員長(渡邉庚二君) お答え申し上げます。

観光協会は、現在ご案内のように二重構造になっております。一つは、旧市町村ごとに観光協会が設立 されておりまして、これは主として地元の祭りを中心に催しをしておるという状況でございまして、積極 的に誘客活動するという体制にはなっておりません。また、いわば協議会的な形として伝統を網羅した観 光協会というものが存在をいたしておりました。これは、ほとんど各市町村長さん、そして例えば佐渡汽 船とか旅館組合とか新潟交通とか、それぞれの責任者が充て職で観光協会の構成員となっております。観 光協会長というのは、これは大変な名誉職と目されておりまして、従来相川町、両津市長がかなり綱引き をやって、もめた時期がございました。途中からそういう混乱を避けるために、相川と両津で2年ごとに 協会長を持ち合うという状況でございました。いずれも充て職でありますから、専任して観光誘客活動に 当たるというのは事務局員だけでございました。したがって、今日の観光低迷の一因というものはこの構 成にあったというふうに私どもは見てきたわけであります。一つの市になりましたのですから、今度は一 本化して、積極的に誘客活動すべきものと考えておるわけでありますが、先ほど申し上げましたように二 重構造でありますから、これはなかなか今新しい協会長に就任していただいて統合するということは、非 常に困難さがあります。この協会の統合ができるのは、市長をおいて他にないというのが私ども委員会の 結論でございました。したがいまして、統合は市長の手でやっていただく。しかし、ご案内のように佐渡 市の市長大変多忙でございますから、この市長が充て職で観光業務に専念するというわけにはまいりませ ん。したがって、統合いたしましたら、できるだけ速やかに事業に専念できる協会長を選ぶべきであると いうのが私どもの委員会の今日までの結論でございます。

以上、お答え申し上げます。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 2回目の質疑を許します。金光英晴君。
- ○38番(金光英晴君) 今ほど委員長の丁寧なご説明で本旨は理解いたしました。しかし、この報告は聞くところによりますと議会報に載せるようにお聞きしておるのですが、これが今のような説明が一々市民に説明する方法もなく、これをもし議会報に載って、読まれた方がどうも私みたいに理解できない方がおろうかと思います。表記の部分を変えた方がよろしいのではないかと思いますが、もし今委員長のおっしゃる意味があるようでしたら、文面が当面観光協会長には市長が当たり、可及的速やかに、これすぐにやめなさいということを書いてあるわけですから、そういうのであればその間に統合後とかいう言葉が入って、しかるべき時期に速やかにというふうに変えないと、どうもこれ読んでいて理解できないのではないか。一々市民に、このテレビ見ている方はおわかりになるかもしれませんけれども、この文を読んだだけでは理解できない。そういったことを踏まえて、これ訂正するお考えがあるのかないのか、またお尋ねいたしたいのと、この前段の部分で問題点を洗い出し、対処すべく協議したというふうになっておるのですが、先ほど廣瀬議員の質問の中に行政にかかわる大変いい質問が出ておりました。でも、この文の中にはあら

われてきておらないのですけれども、そういった部分どんな協議をなさったのか、ちょっとさわりだけで もお教えいただければありがたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長(浜口鶴蔵君) 答弁を許します。

観光問題等調査特別委員長。

○観光問題等調査特別委員長(渡邉庚二君) お答えを申し上げます。

委員会の議論の中ではさまざまございましたが、あくまでも中間でございまして、まとめた意見として 申し上げるほどのものがなかったということと、委員会の意見としては今回はできるだけ簡潔にというこ とでこのようなまとめになったわけでございます。お読みになられて、いささか舌足らずの点があったと いうふうにお感じかもしれませんが、委員会としては簡潔にしようという結論でありました。しかし今、 いろいろご質問いただきましたように市民の皆さんにわかるように中間をまとめなさいといえば、そうい う方法もあるわけでございますから、なお委員会にこの点については次回の委員会で協議をさせて、また 別の方法でのまとめをさせていただくことも一つの案かと思っておるわけでありますので、これは保留に させていただきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(浜口鶴蔵君) 3回目の質疑を許します。 金光君。
- ○38番(金光英晴君) 委員長のお考えはわかりました。しかし、この特別委員会を設置するということは、その問題に対して議会が解決していくべく努力していくのだという姿勢をあらわしたものだと私は理解しております。ですから、この観光問題について佐渡市議会は最重要なものだ。だから、特別委員会を設置したのだという議会の意思のあらわれだと私は冒頭も申し上げましたように申し上げました。ですが、先ほども申しましたように、残念ながらこの特別委員会の方向性すら感じられません。今ご指摘申し上げたことに関しまして、悪いのなら直しますよと。まだ最終報告も残っているからという考え方では、本当にどんな議論をなさっても、いい委員会としての議論が中途半端になっていくのではないかということを私は心配しておるわけであります。どうか設置された所期の目的を十分理解して、今後審議していっていただきたいと強く要望しておきます。
- ○議長(浜口鶴蔵君) 以上で質疑を終結いたします。

これで観光問題等調査特別委員会の中間報告を終わります。

新市建設計画等調査特別委員長中間報告

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、新市建設計画等調査特別委員会に付託中の新市建設計画の調査・研究に関することについては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

近藤新市建設計画等調査特別委員会委員長。

〔新市建設計画等調査特別委員長 近藤和義君登壇〕

○新市建設計画等調査特別委員長(近藤和義君) 本委員会に付託された事件の調査経過について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告をいたします。

新市建設計画等調査特別委員会中間報告。

国の「三位一体の改革」などに基づく財政措置により、市財政は合併前の計画を大きく下回り、極めて 厳しい状態にある。

財政課から提出された財政計画見直し資料によると、合併前に策定した財政計画に比較して、平成16年度から平成20年度の5年間で約367億円減額の収支見込みとなっており、10年間では約734億円の減額と推計される。これは、合併特例債事業の総額約685億円を約49億円上回っており、合併特例債事業と普通建設事業の合計額の約34%で、緊急度の高いとされる事業の約44%となり、これに相当する事業の削減が必要である。

また、国が約束している合併後の財政支援措置も合併補助金9億円の10年分割交付が示され、県の合併特例交付金45億円も5年分割となり、合併後10カ年の普通交付税全額保障とその後5カ年の激変緩和措置についても履行されるかどうか不透明な状況にある。

これらを踏まえて、新市建設計画を以下のとおり調査、分析し、当委員会の中間報告とする。

- 1、委員会開催日。6月4日、6月28日、7月16日、8月18日、8月27日、8月31日 (中間報告案まとめ)、9月3日 (行財政等調査特別委員会との連合調査)、9月30日 (中間報告まとめ)。
 - 2、調査結果。
 - ①、総務課。

本庁機能を早期に整備して、各支所から生ずる遊休施設の有効活用を積極的に進め、むだな設備投資は 控えるべきである。

地域振興拠点施設整備14億6,000万円は、旧市町村役場の改築であるが、必要最小限の整備にとどめるべきである。

防災無線整備事業12億円は、平成18年度から平成20年度に計画されているが、旧市町村のシステムとの 連携を考慮し、全域カバーができる防災網を早期に構築すべく検討されたい。

②、企画情報課。

情報化推進ネットワーク整備事業 (ケーブルテレビ整備等) 35億円と行政情報システムの構築 (イントラネット整備等) 50億円は、費用対効果からすれば、いささか疑問視される点もある。財政上、総額85億円という巨額を投資することは後年度に大きな負担が残ることも考えられる。したがって、より財政負担の少ない整備の方法や計画されている事業以外にも市民に有利な情報基盤の整備が可能か検討されたい。

③、社会福祉課。

両津地区に計画の総合福祉会館建設18億円は、遊休施設等の活用や計画年度の見直しも含め、再検討されたい。

公立保育所や児童館の建設及び改修17カ所、22億4,000万円は、統廃合の計画を立てた後で必要な施設整備をすべきである。

④、環境保健課。

相川地区に3億300万円、真野地区に3億3,700万で計画されている保健センター建設事業については、 遊休施設等の利用を検討されたい。

⑤、農林水産課。

当初の建設計画にない事業が平成16年度予算に計上されているが、今後は計画性を持った予算執行をすべきである。また、農林水産業は佐渡市の基幹産業であるが、長年にわたる減反政策や米価の下落、そして未曾有の台風被害等により低迷を続けているので、実効性の高い建設計画と予算執行が必要である。

⑥、観光商工課。

両津地区に計画されている佐渡インフォメーションセンター整備事業及び両津中心市街地活性化事業、 合計40億円は、佐渡観光の発展に貢献すべく綿密な計画を策定し、費用対効果や実施規模を踏まえて対応 すべきである。

⑦、建設課。

八幡127号、豊田23号(湾岸道路)18億円は、計画区域内に漁港区域、海岸保全区域及び保安林があり、 その許認可と地権者の同意が必要であるため、平成17年度からの着工は困難と考えられるので、計画年度 の見直しを含め、再検討されたい。

⑧、水道課。

集落排水事業は、6地区、17億4,500万円が計上されているが、合併処理浄化槽設置整備事業と比較して、将来的にも佐渡市の負担が大きくなることを考慮し、検討されたい。

⑨、学校教育課。

当初の建設計画にない事業が平成16年度予算に多く計上されているので、今後留意すべきである。

小中学校の校舎や施設建設及び改修工事55カ所、約183億円と給食センター新築、改築事業3カ所、10億700万円は、学校教育環境整備検討委員会を早期に立ち上げ、学区の見直し等の結論を待って必要な施設整備をすべきである。

⑩、生涯学習課。

畑野地区の生涯学習センター建設31億円については、設置整備の目的に沿って施設規模等を再検討すべきである。

体育館建設については、総合社会体育施設整備事業、佐和田地区の都市公園整備事業や畑野地区の生涯 学習センター建設における体育館建設との重複を避けて、全国大会等誘致可能な規模のものとし、適地に 整備されたい。

図書館建設11カ所、22億5,000万円は、各地区にある既設の図書館、図書室の拡充を優先し、新築は控えるべきである。

⑪、消防本部。

本署及び分遣所建設27億円は、火災15分圏、救急30分圏が可能な場所に整備し、湛水被害の想定される場所は避けるべきである。

⑫、医療課。

松ケ崎診療所エックス線装置750万円と赤泊診療所改修事業1,000万円は、辺地医療の充実のため早期に整備されたい。

以上が新市建設計画を調査した結果(中間報告)であるが、全体を通し実施する事業については、財政 見直しから優良債の活用を図ることが必要である。

以上です。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

以上で新市建設計画等調査特別委員会の中間報告を終わります。

行財政改革等調査特別委員長中間報告

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、行財政改革等調査特別委員会に付託中の新市行財政計画の方策に関すること については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありま すので、これを許します。

渡部行財政改革等調査特別委員会委員長。

[行財政改革等調查特別委員長 渡部幹雄君登壇]

○行財政改革等調査特別委員長(渡部幹雄君) 行財政改革等調査特別委員会に付託された事件の調査経過 について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告いたします。

合併前に約束されていた「国、県の合併支援7項目」は、重要な補助金、交付金を含む4項目の変更があり、極めて厳しい状況にある。とりわけ16年度の地方交付税等は、13億3,900万円が削減された。このことから、財政計画上は合併後10年間で約734億円の減額が予想される。これを踏まえて行財政計画の見直しを大胆に進めながら、市民の福祉の増進を図らなければならない。

当委員会は、中間報告をまとめるに当たり、この視点から財政分析(別紙資料)を行い、行財政の当面の諸問題について次のとおり指摘と提言をまとめ挙げた。

- 1、行財政運営について。佐渡市の行政機能は、本庁機構の強化が急務である。
- (1)、庁議に参加しない支所長が約70.9%の職員を指揮するが、支所課長は本庁課長の指揮下にある という変則状況を改善しなければ、正常な行政は確立しない。その点の改善は急務であり、事務と人事の 本庁による一元管理を行うべきである。
- (2)、税務課の設置について。財源確保の行政をつかさどる税務課が本庁にないのは、機構上の欠陥 を象徴的にあらわしている。直ちに税務課を設置すべきである。
- (3)、観光課の設置について。観光立島を標榜する佐渡市としては、速やかに観光課を独立させ、観光に関する立案、宣伝、観光業者の指導、育成等に専念し、経済の活性化を強力に進めるべきである。
- (4)、企画情報課について。合併後の建設計画を進める企画情報課は、財政課とともに行財政計画を進める重要な一翼を担っており、企画調整の分野を切り離して独立させる必要は急務である。
- (5)、教育委員会について。教育事務所の学校教育課及び学校教育事務を本庁に引き上げ、一元化するとともに、学校統廃合を視野に入れた事務の効率化を図るべきである。
- (6)、委託料、負担金補助金及び交付金について。人件費的委託料は約47億円、負担金は約42億円である。これらの人件費相当額と人件費を合計した額は、約177億円である。一般財源額は、324億9,200万円(別紙資料4ページ)であるから、実に54.5%が人件費と考えられる。検討されたい。
- (7)、民間委託と経費節減について。CNSテレビの全島配信が計画されおり、この費用の増高は既に懸念されている。民間委託等を含めて検討されたい。

また、イントラネットの導入については、要否以前にシステムと事業の関係の理解をより深める必要がある。

さらに、給食センターの合理的な配置、送迎バス等の多面的な利用等、経費削減についても徹底的に検討されたい。

- (8)、本庁機能強化と市庁舎について。合併協の計画では、庁舎建設は8年後となっているが、本庁機能充実は急務であり、公共施設の利用等についても検討し、一日も早く本来の行政機能を確保するよう努力されたい。
- (9)、公共的団体との関係について。国は、既に三位一体の検討に入り、地方には地方分権政治を求めている。この現状を踏まえ、社会福祉協議会との関係の見直し、観光協会の統合化についても吟味し、検討されたい。
- 2、財政問題と国、県対策について。最近の情報によれば、県は財政難で、補助金の聖域なき削減の断行を表明している。国も平成15、16、17年度の3カ年で交付を約束した「合併市町村補助金」9億円を10年分割に変更すると方針の転換を発表している。しかし、佐渡の合併は、それ以前に「合併特例法」に基づき交付が約束されているものであり、議会も地方自治法第99条の意見書決議を行い、行政をバックアップするので、行政は合併支援の約束履行を国に求めて働きかけるよう強く要望する。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

以上で行財政改革等調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第7 人事案件の上程、質疑、討論、採決(議案第118号)

○議長(浜口鶴蔵君) 議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 市長から提案理由の説明を求めます。

髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) ご提案申し上げます。

議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて。本件は、佐渡市の人権擁護委員のうち、佐渡市河原田本町229番地、村上章如氏が平成16年11月30日で任期満了になります。引き続き委員をお願いしたのですが、本人は辞任の意思がかたく、受任は困難かと思われます。後任の人権擁護委員候補者として、同佐和田支所管内から佐渡市沢根炭野町64番地1、白川彰三氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を承りたいと思います。

白川氏は、現在61歳、平成16年2月に旧佐和田町総務課長を退職され、現在自宅に住んでおられます。 知識、経験ともに豊かな方で、人格も円満な方であります。任期は3年間、法務大臣の委嘱の日から就任 となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(浜口鶴蔵君) お諮りします。

ただいま議題となっております議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意することに決定しました。

日程第8 議会議第11号

○議長(浜口鶴蔵君) 次に、議会議第11号 佐渡市佐和田農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の佐渡市佐和田農業委員会委員は1人とし、加藤亘君を推薦したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の佐渡市佐和田農業委員会委員は1人とし、加藤亘君を推薦することに決定しま した。

追加日程 発議案第14号~発議案第17号

○議長(浜口鶴蔵君) ただいま発議案第14号から発議案第17号までが提出されました。

お諮りします。この際、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第14号から発議案第17号までを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議案第14号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番(葛西博之君)

発議案第14号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年10月5日

提出者 佐渡市議会議員 葛 西 博 之 賛成者 佐渡市議会議員 羽 入 高 行 " " 松 本 展 国 " 日 杵 克 身

郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書

郵政事業は、山間僻地・離島をも含み全国に2万4,000余の郵便局ネットワークを通じ、郵便、貯金、 保険のみならず、種々の公的サービスを提供し、地域住民の日常生活の安定に大きく寄与しています。

また、少子・高齢化社会が急速に進行中であり、地域の物流、金融、保険、情報、コミュニティーの中心として今後の郵便局の果たす役割に期待するところは誠に大なるものがあります。

しかし、最近の政府の経済財政諮問会議では、郵政民営化について検討が進んでいると聞いています。 仮に郵政事業が民営化されると、採算性重視の事業経営が行われ、そのサービスは採算性の高い都市部 や事業に集中し、大企業が優遇される一方不採算地域は、サービスの低下のみならず、料金が値上げされ、 弱者や小口利用者が軽視されることが懸念されます。

更に、過疎地の郵便局は統廃合の対象となり、佐渡のような離島・過疎地の地域から大半の郵便局が消えていくことが懸念されます。その結果、過疎地の住民の生活が脅かされると共に佐渡の過疎化にますます拍車がかかることになります。

郵政民営化は、弱者や小口利用者と地方を切り捨てることにつながります。

佐渡市は今年3月一島一市としてスタートしましたが、公的な機関として郵便局に対する期待は非常に 大きいものがあります。

よって国においては、郵便局がこれまでに果たしてきた役割と今後果たすべき役割を考慮し、あまねく公平に同一のサービスを提供する現行の国営・非営利である公社の経営形態を堅持され、郵政事業民営化に向けた取組を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

- ○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第14号 意見書の提出についての質疑を許します。
 - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

発議案第14号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第14号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

発議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

発議案第15号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番(金子健治君)

発議案第15号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年10月5日

提出者	佐渡市議会議員	金	子	健	治
賛成者	佐渡市議会議員	中	村	剛	_
"	"	大	石	惣-	一郎
"	"	本	間	勘プ	比郎
"	"	木	村		悟
"	"	末	武	栄	子
"	"	石	塚	_	雄
"	"	若	林	直	樹
"	"	村][[匹	郎
"	"	髙	野	正	道
"	"	名	畑	清	_
"	"	渡	邉	庚	$\stackrel{-}{-}$
"	"	Ш	上	龍	_
"	"	本	間	千色	圭子
<i>"</i>	"	大	場	慶	親

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

「新たな食料・農業・農村基本計画」を検討する「食料・農業・農村政策審議会企画部会」は8月10日 に中間論点整理をまとめました。

この整理は、農林水産省の「食料・農業・農村審議会」が、来年の3月に策定される新基本計画の答申 に向けて検討作業を進めているもので、審議会の提言が農政改革の行方を大きく左右するものです。

基本計画の最大の課題である、食料自給率については今後の課題として扱われ、向上に向けた現状の分析や、この間の取り組みの総括については先送りされており、担い手の位置付けでは食料自給率の向上に結びつくのか明確に示されていません。

また、品目横断的な所得補償を軸に戦後からの農政を、全面的に見直す内容となっています。農業に必

要以上の市場原理を導入することは、日本農業の崩壊につながる重大な問題を含んでいます。

改革方向の中で、担い手農家の定義と範囲を認定農業者(全国18万人余り)を基本とし、集落営農も加味する方向ではありますが、その方向だけで現在の農村・集落における地域農業の健全な発展に寄与できるかが、大きな問題となります。

農地制度の改革で、株式会社の農地所有については両論併記で可能性を残すなど、現在の生産現場を無 視した政策方向を示した内容であると言わざるを得ません。

各地域で中核的な農家と地域資源を共同で支える家族農家が安定的に共存しない限り、自給率の向上に は結びつかない事は火を見るよりも明らかなことです。

よって、国会及び政府におかれては、基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に 基づき、食料自給率の引き上げに結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながること と確信し強く要望致します。

記

1. 食料自給率について

この5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、その検証 の上に立ち生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。

2. 価格・所得政策について

新たな経営安定対策は、農産物価格低落に歯止めをかけ、家族農業を維持発展させる不足払い型の直接支払いとすること。また、集落営農は、地域農業と担い手など地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。

3. 農業環境・資源保全政策について

現行の中山間地域直接支払制度を継続・拡充するとともに、環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

4. 担い手・農地制度の見直しについて

株式会社の農地取得に道を開く農地制度改正は絶対に行わないこと。また、耕作放棄を防ぐため、農地を農地として利・活用するための法制度を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第15号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

発議案第15号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第15号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

発議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議案第16号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡部幹雄君。

[55番 渡部幹雄君登壇]

○55番 (渡部幹雄君)

発議案第16号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年10月5日

提出者 佐渡市議会議員 渡 部 幹 雄 賛成者 佐渡市議会議員 梅 澤 雅 廣 " " 竹 内 道 廣 " 小 杉 邦 男 " " 报 股 文 彦 " " 本 間 千佳子

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる 構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期 実現を強く求めるものである。

記

1 国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2 税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3 確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4 地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方 交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方 公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5 施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合せにより万全の財政措置を講ずること。

6 負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7 新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第16号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

発議案第16号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第16号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

発議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(浜口鶴蔵君) 加賀博昭君。
- ○58番(加賀博昭君) 時間を省略するために本文を省略しておりますが、発議案第17号については陳情、請願によるものではございません。先ほどの行財政特別委員会が委員長報告の中で申し上げたまさに議会独自の意見書であります。したがって、これは本文を省略することなく、提出者に朗読させるよう、議長の方から事前に申し上げておいてほしい。そうしないと議場が混乱する。

以上であります。

○議長(浜口鶴蔵君) お答えします。

議事進行発言について、当然渡部幹雄君が内容について報告をする、そのように私のお願いをいたします。失礼しました。朗読については、事務局の方からいたさせます。

発議案第17号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

渡部幹雄君。

〔55番 渡部幹雄君登壇〕

○55番 (渡部幹雄君)

発議案第17号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年10月5日

提出者 佐渡市議会議員 渡 部 幹 雄 賛成者 佐渡市議会議員 本 間 千佳子 稲 辺 茂 樹 白 木 優 小 杉 邦 男 中川降一 加藤 真 田中文夫 孝 佐藤 金光英晴 葛 西 博 之 猪股文彦 川上龍一 梅澤雅廣 加賀博昭

もちろんこの発議案は大事でありましたから、議事進行を申すまでもなく、これは読むつもりでありま した。

合併特例法に基づく合併優遇措置の遵守を求める意見書

佐渡の面積は、855平方キロメートルで、東京23区の616平方キロメートルの1.39倍である。島の唯一の公共的交通機関は、新潟交通佐渡株式会社のバスであるが、それも旧佐渡10カ市町村が年間1億7,000万円を負担してへき地代替バスを運行してきたものであり、現在も続いている。

この佐渡島が一島一市の合併に踏み切ったのは、合併特例法に基づく7項目の合併支援が約束されていたからである。その内容は、

1 国は、15・16・17年度の3カ年間で9億円の補助金を交付する。

- 2 県は、合併初年度に特別交付金を45億円交付する。
- 3 合併特例債事業の起債充当算定基準を特別に優遇する。
- 4 基金造成に対する支援は、40億円とする。
- 5 合併直後の臨時的支援を5年間で13億8,000万円を支援する。
- 6 普通交付税は、特例で10年間は合併前の交付基準で交付する。
- 7 新たな特別交付税を9億3,000万円交付する。

となっていた。

ところが、合併と同時に一番重要な補助金、交付金、起債等4項目を変更されたため、広大な土地に7万人余の住民が点在する佐渡市は、合併後の行政格差の是正に困難を極めている。

国及び県においては、全国の市町村に対し、特例措置を条件に今回の合併を強力に推進した責任を重く受け止めるとともに、合併特例法に基づき約束した優遇措置の即時完全履行を佐渡市議会として強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

というものであります。

○議長(浜口鶴蔵君) これより発議案第17号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) 質疑なしと認めます。

発議案第17号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第17号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

発議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(浜口鶴蔵君) 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(浜口鶴蔵君) ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(浜口鶴蔵君) これで本日の日程は全部終了しました。 市長から発言を求められておりますので、これを許します。 髙野市長。

〔市長 髙野宏一郎君登壇〕

○市長(髙野宏一郎君) 本日をもちまして議会終了ということでございます。 9月8日から始まりました 第4回市議会定例会も本日をもって最終日でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会には報告が1件、条例に関する議案が3件、補正予算並びに平成15年度事業会計決算に関する 議案が19件、さらに先ほどの人権擁護委員の推薦、追加提案をさせていただきました工事請負契約など7 件、合わせて29件の報告議案についてご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

一般質問では非常に多くの方から台風15号、16号、それから多くの災害がございまして、ご指摘、ご意見をいただきました。調査を進めていくにつれ、近年にない大きな災害で、特に農作物、とりわけ水稲に大きな被害が出ておりまして、9月22日発表の佐渡の水稲作況指数はご案内のとおり64ということで、近年にない凶作でありました。市としても被災者の方々に県、JA等とタイアップしまして、的確なご支援を実施することといたしております。

また、情報政策、観光対策、行政改革の問題などについて多くのご指摘やご教授をいただきました。どれ一つとっても大変問題があり、重要なことでございます。今後とも市議会の皆さんとともに衆知を集め、誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。

○議長(浜口鶴蔵君) 以上で会議を閉じます。

平成16年第4回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年10月5日

長 議 浜 鶴 蔵 署名議員 村 中 剛 署名議員 大 澤 祐 治 郎 署名議員 渡 部 幹 雄